

たつの市 みどりの基本計画



目次

序章.....	1
1. 計画の概要.....	2
2. 緑の定義.....	6
第1章 緑の現状と課題.....	9
1. 自然的条件.....	10
2. 社会的条件.....	16
3. 緑の現況と課題.....	20
第2章 緑づくりの基本方針.....	33
1. 基本理念.....	34
2. 緑の将来構造.....	35
3. 基本方針.....	36
4. 目標.....	41
5. 公園・緑地の整備・管理の方針.....	42
第3章 緑づくりの施策.....	43
1. 緑を守る.....	45
2. 緑をつくる.....	50
3. 緑を育て・活かす.....	61
4. 緑を伝え・繋げる.....	64
5. その他.....	70
第4章 緑化重点地区.....	75
1. 緑化重点地区の概要.....	76
2. 緑化重点地区について.....	76
3. 緑化重点地区の選定.....	77
第5章 計画の推進にあたって.....	89
1. 計画の推進体制と役割分担.....	90
2. 進行管理.....	91

序章

1. 計画の概要

1-1.計画改定の背景

本市では、緑豊かなまちづくりを実現するために、都市緑地法第4条に基づき、平成21年に「たつの市みどりの基本計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応するため、平成27年に計画を見直すなど、これまで緑地の保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動や生物多様性の喪失などの地球環境問題が世界中で深刻化しており、平成27年には国連において持続可能な社会の形成を目指すため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、目標実現に向けて、生物多様性の保全や気候変動対策にも取り組んでいくことが求められているところです。

平成29年には、公園・緑地に係る関連法令である都市公園法・都市緑地法・生産緑地法が改正され、民間の活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全・活用を効果的に推進することが期待されています。

これらの緑を取り巻く情勢の変化や、これまでの本市での取り組みの状況を踏まえ、新たな緑の目標、方針、施策等に関する事項を示し、緑豊かなまちづくりを計画的に推進していくために、この度「たつの市 みどりの基本計画」を改定いたしました。

○ 法改正の概要

都市公園法・・・利用者サービスの向上などの課題に対応するもので、占用対象の拡大、民間事業者による公園施設の公募設置管理制度（Park-PFI）などが盛り込まれました。

都市緑地法・・・行政の財政負担の緩和や公園不足地域の改善などの課題に対応するもので、民間主体による公園的な機能を備えた緑地空間の創出などが盛り込まれました。

生産緑地法・・・都市農地の保全などの課題に対応するもので、期間延長、生産緑地地区内の規制緩和などが盛り込まれました。

○ SDGs（持続可能な開発目標） ～2030年までに達成すべき17の目標～

“SDGs”とは、2015年（平成27年）に国連で採択された目標「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。「貧困をなくす」「気候変動に具体的な対策を」「産業と技術革新の基盤をつくる」といった17項目と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

17項目の内、「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」がみどりの基本計画と関わる目標となっています。

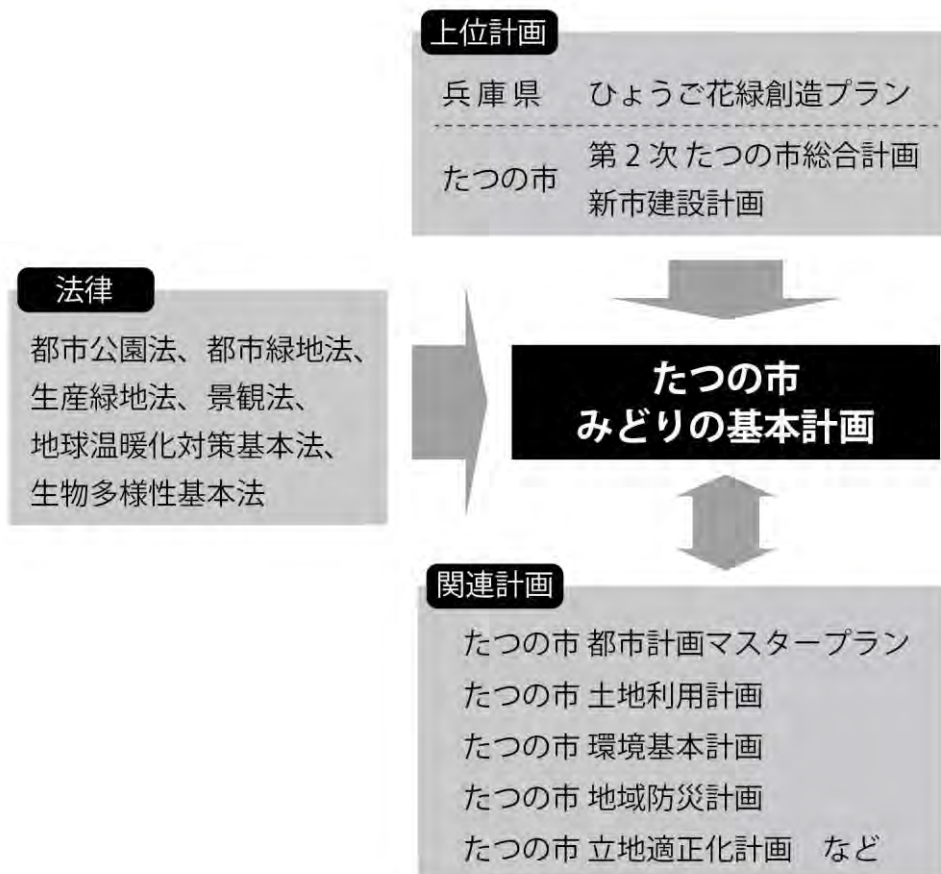


1-2.目的と位置付け

都市緑地法第4条に基づき、「みどりの基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めます。「たつの市 みどりの基本計画」は、たつの市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画であり、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものです。

緑は社会資本であり、市民共有の財産です。共有財産である緑に対する共通認識を育む土台づくりを進めることが、未来の子孫に対して良好な環境を手渡していくことにつながります。本計画を策定することにより、豊かな水と緑の自然環境のもとで、緑と歴史的資源との融合、防災機能も含めた都市環境との調和を目指します。

本計画は、上位計画である「ひょうご花緑創造プラン」「たつの市総合計画」などを踏まえるとともに、「たつの市 都市計画マスタープラン」「たつの市環境基本計画」などの関連計画との整合を図ります。



1-3.計画の推進

「緑のまちづくり」において、行政が担うことができる部分は限られており、市民とボランティアなどの団体、事業者がともに力を合わせて「緑のまちづくり」を担う主体となり、取り組むことが求められます。

この計画は、市民・団体・事業者、そして行政がそれぞれの立場での役割を果たし、相互の連携と協働によって推進します。

1-4.計画の目標年次

本計画は、令和 13 年度までに達成していくことを基本として、中間年の令和 8 年度に見直しを行うものとします。

1-5.対象区域

本計画の対象区域は、たつの市全域（210.87km²）とします。



市 花 桜（龍野公園）



市 木 梅（綾部山梅林）

2. 緑の定義

2-1. 計画で対象とする緑

本計画では、たつの市における森林、草地、樹林地や河川のほか、公園緑地、民有地を含めたすべての緑化されている場所（農地や個人宅の庭等を含む）、さらには樹木や草花などを緑の対象とします。

■ 対象とする緑のイメージ

動物が生息・生育している
土地および自然環境

- ・森林、草地や樹林地、湿地、沼地、河川 など

公共施設や民間施設、
民有地などの様々な緑や
オープンスペース

- ・公共施設の緑：公園や街路樹、スポーツ施設
- ・民間施設の緑：共同住宅や事業所などの植栽
- ・民有地の緑：社寺林や農地、個人宅の庭 など

自然環境に生息
・生育している動植物

- ・鳥類や魚類、昆虫、小動物などの動物
- ・樹木、草花などの植物 など

2-2. 緑の機能と役割

人が暮らす上で、緑は欠かすことが出来ない要素の1つです。緑は、自然環境や地球環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など、多様な機能を有しており、良好な都市環境を形成する重要な役割を担っています。

近年、全国各地で頻発する自然災害の発生状況を受け、防災機能及び都市環境の保全機能の重要度が特に増しています。

主な 緑の機能

① 環境保全

- ・自然環境の保全
- ・地球環境の保全

② レクリエーション

- ・健康増進
- ・コミュニティの形成

③ 防災

- ・災害救助活動拠点
- ・自然災害の抑制

④ 景観形成

- ・自然景観の形成
- ・市街地景観の形成

(1) 環境保全

① 自然環境の保全

豊富な樹種や高さの異なる樹木といった緑の多様性やネットワーク状に繋がった緑は、生物の生息・生育空間（ハビタット）となり、生物多様性の保全に寄与します。

② 地球環境の保全

森林や水辺、草地の緑は、地球温暖化やヒートアイランド現象など、気候変動に影響を与える二酸化炭素を吸収し、気温を下げる効果があります。また、大気の浄化や防塵など、快適な生活環境の形成に寄与します。樹木は、日差しを遮り、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態に緩和・調節します。

海や河川から蒸発した水は、上空で冷やされ雲を形成し、雨や雪となり地上に戻ります。土壌は雨水を地下水として涵養し、河川の水質や水量を安定させるなど、水循環を助けます。

このように緑は、地域の自然環境を保全・再生する機能を有しています。

(2) レクリエーション

① 健康増進

自然や生物とのふれあいや散策、オープンスペースでの休養、公園や広場などがスポーツや遊びの場として子どもから高齢者まで幅広く利用されたり、花や緑を育てる機会が創出されたりすることで、人々にやすらぎや楽しみをもたらし、心身のリフレッシュにより健康を増進する効果があります。また、河川敷や緑道などは、ウォーキング・ランニングなど、市民の日常的な健康づくりに寄与します。

② コミュニティの形成

公園や広場などは、市民の交流・活動の場となります。地域で緑を育てることを通じ、いきいきとした地域コミュニティ形成の一助となります。また、緑を通じて市民、事業者、行政の協力関係を築くことができます。

(3) 防災

① 災害救助活動拠点

災害発生時、緑地や防災施設を設置した都市公園などのオープンスペースは、市民の避難場所、救援・援助活動の拠点等として活用されることで、都市の安全性向上に寄与しています。

② 自然災害の抑制

森林や緑地は、災害時において、市街地の延焼防止や雨水の貯留、土砂災害防止など、自然災害の抑制に寄与します。また、街路樹や生垣の道路植栽は延焼を遅らせ、避難経路になります。

(4) 景観形成

① 自然景観の形成




河川敷草地や崖地樹林といった豊かな緑や大径木などは、地域の魅力を引き立て、まちにうるおいを与えます。

野川や崖線等の自然景観、連続した緑による街並み景観等は、地域特有の魅力を高めます。

② 市街地景観の形成

市街地の緑は、都市の良好な景観を形成する上でシンボルや軸となり、地域固有の景観の保全、形成に寄与します。街路樹は、緑豊かな都市景観を創出しています。また、公共施設や集合住宅などの建築物の緑化や、一般家庭などの身近な緑を創出することで、やすらぎある景観をつくります。

公園や社寺林、歴史的な街並みにおける緑地など、歴史や文化と結びついた緑は、地域のシンボルとなります。

開発目標	内容	みどりの基本計画との関連
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>防災拠点緑地をバランスよく配置することで都市における防災機能を充実</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>市街地を取り囲む自然緑地を形成することにより都市環境負荷を軽減</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>自然環境を維持・再生創出することで、持続可能な環境のまちづくりを実現</p>

第1章 緑の現状と課題

1. 自然的条件

(1) 位置

総面積が 210.87km² であるたつの市は、兵庫県の南西部に位置し、北は宍粟市、東は姫路市・太子町、西は相生市・佐用町・上郡町に接し、南は瀬戸内海に面した東西約 15.7km、南北約 29.8km の南北に細長い地形となっています。

(2) 気候

年平均気温は 15℃前後であり、年間降水量が約 1,000mm～1,500mm と温暖で雨の少ない瀬戸内式気候に属しており、山間部では冬季の冷え込みがみられるものの、年間を通じて穏やかで比較的過ごしやすい気候です。

(3) 地形

本市の地形は、火山活動後の河川の浸食作用の影響で、平地部内部に山地が入り組んでおり、北西部の急峻な山地、揖保川に育まれた肥沃な平地、中部・南部の丘陵地に分類されます。

また、新舞子浜、綾部山梅林、室津の七曲りなどで広く知られた海岸線は、瀬戸内海国立公園の特別地域及び普通地域に指定されており、素晴らしい自然美を誇っています。

(4) 地質・土壌

山地部は全般に火山性の地質が分布し、揖保川、栗栖川、林田川流域の平地部では、河川堆積物を中心とした沖積層が分布しています。

北西部の山林部分は、ほとんどが乾性褐色森林土で覆われており、平地部は、ほとんどが灰色低地土で覆われていますが、揖保川沿いでは一部、黄色土がみられます。

また、断層が古代山陽道付近に連続して東西に走っています。

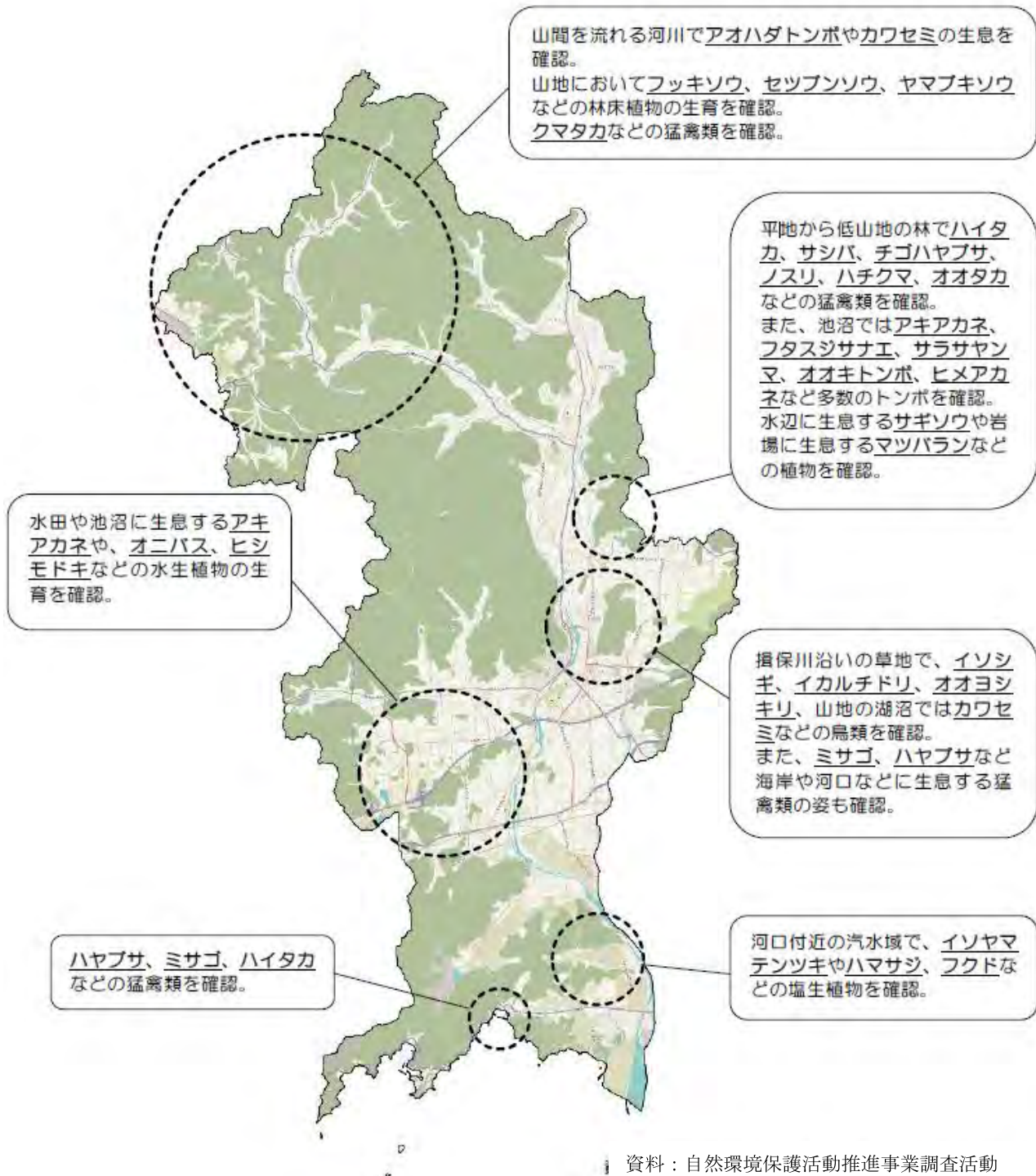
●たつの市位置図●



(5) 市民による生物調査

本市では平成26年度から平成28年度にかけて、市民等の協力のもと、生物調査（自然環境保護活動推進事業調査活動）を行いました。

その結果、次の図に示すような種が確認されています。本市が有する多様な自然環境を反映した種が生息、生育していることが分かります。



資料：自然環境保護活動推進事業調査活動（平成26～28年度 たつの市調査）

〈本市で確認された貴重な動植物〉



カワセミ



ヤマブキソウ



ハチクマ



オニバス



マツバラシ



サラサヤンマ



オオタカ



アキアカネ



フタスジサナエ



ヒシモドキ



オオヨシキリ



イカルチドリ



クマタカ



ハヤブサ



イソヤマテンツキ

資料：自然環境保護活動推進事業調査活動・たつの市調査

(6) 森林

本市の山林は、市域の42.6%を占めており、その植生は北部にはコナラ群落とスギ・ヒノキ・サワラなどの常緑針葉樹林が、中部から南部ではモチツツジ・アカマツ群落、市街地を中心に山間部を縫うように広がっています。

特に、山麓に龍野城がある鶏籠山には、兵庫県版レッドデータブック2020(植物・植物群落)でBランクに指定されているコジイ林がまとまった面積で分布しています。

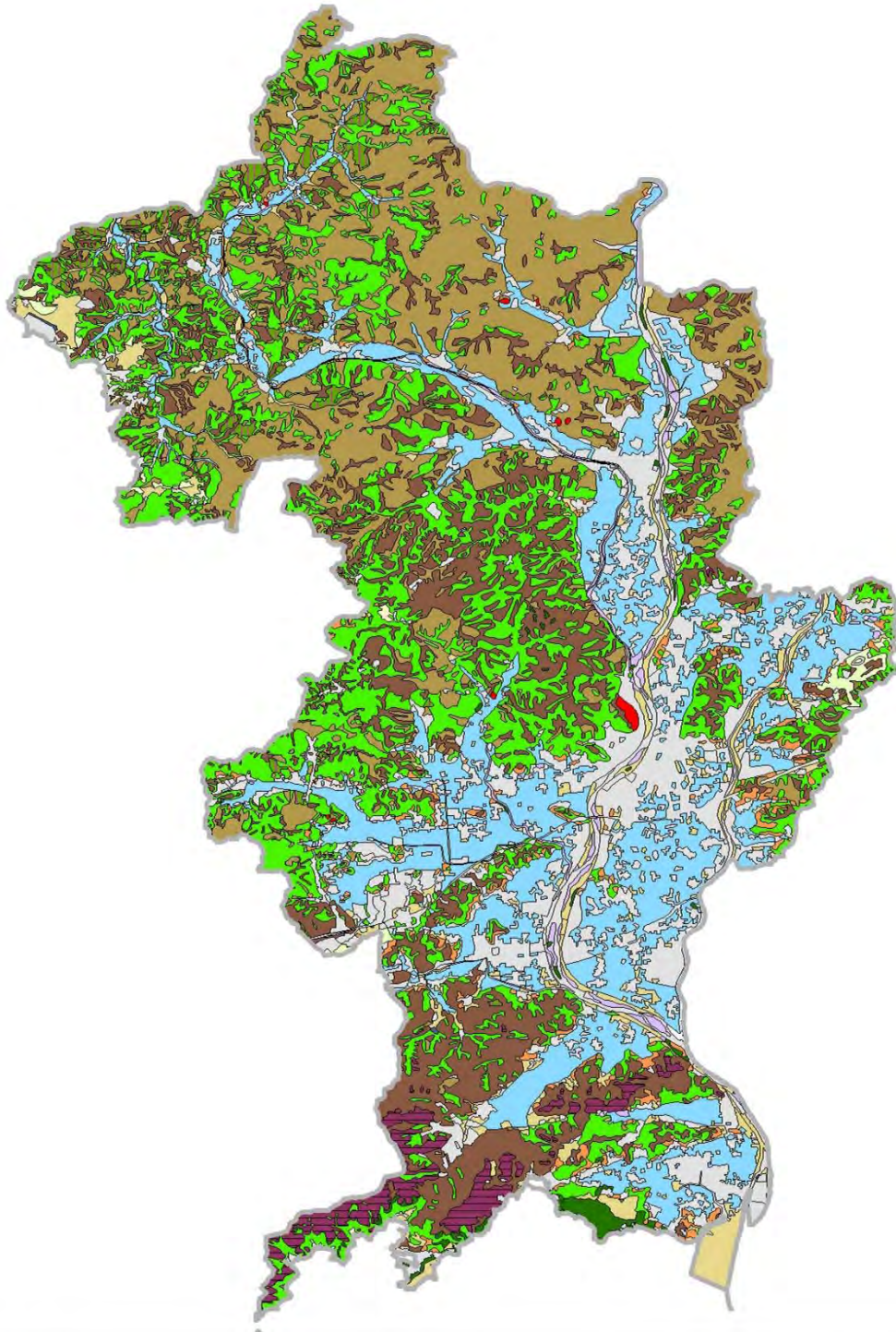
しかし、産業構造の変化や林業の担い手不足、集落住民の高齢化などに伴い、人工林の間伐や里山としての管理が十分にできないことから、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

また、近年は、シカやイノシシなど、一部の野生動物の生息頭数の増加や生息区域が拡大しており、食害による森林の下層植生の消滅や単純化によって、生物多様性の劣化が見られるほか、農林業への被害も大きくなっています。

分類	面積[ha]	割合
1 カナメモチーコジイ群集	21	0.1%
2 アベマキーコナラ群集	4,232	20.2%
3 モチツツジーアカマツ群集	3,439	16.4%
4 ネズーアカマツ群落	368	1.8%
5 スギ・ヒノキ・サワラ植林	4,292	20.5%
6 竹林	377	1.8%
7 二次草原	11	0.1%
8 湿原・河川・池沼植生	197	0.9%
9 塩沼地植生	1	0.0%
10 牧草地・ゴルフ場・芝地	132	0.6%
11 水田雑草群落	3,398	16.2%
12 市街地等	3,257	15.5%
13 その他の樹林	152	0.7%
14 その他の群落	268	1.3%
15 その他植林	5	0.0%
16 その他の耕作地	815	3.9%
合計	20,965	100.0%

出典：「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(環境省生物多様性センター)
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html>

● 現存植生図 ●



凡例			
■ カメナ コシイ群集	■ スギ・ヒノキ・サウラ植林	■ 塩沼地植生	■ その他の樹林
■ アバマキ コナラ群集	■ 竹林	■ 牧草地・ゴルフ場・芝地	■ その他の群落
■ モチツツシ アカマツ群落	■ 二次草原	■ 水田雑草群落	■ その他植林
■ 萩 アカマツ群落	■ 湿原・河川・沼地植生	■ 市街地	■ その他の耕作地

出典：「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html>

(7) 水系

豊かな歴史・文化を育み、多大な恩恵を受けてきた揖保川は、その源を中国山地に連なる藤無山（標高1,139m）に発し、南流しながら本市では栗栖川、林田川と合流し、河口付近で中川と分派して播磨灘に注ぐ流域面積約810km²、河川延長約291kmの一級河川です。



一級河川 揖保川

2. 社会的条件

(1) 人口・面積調査

1) 人口及び世帯数

本市の人口は、国勢調査によると平成27年時点で77,419人であり、平成12年以降は減少傾向にあります。一方、世帯数は年々増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。年齢別人口においては、0～14歳未満人口が減少しているのに対して、65歳以上人口が急増しており、少子高齢化の傾向が顕著にみられます。

産業大分類別人口においては、第2次産業は平成12年以降減少が続いており、第3次産業は平成22年以降減少傾向に転じています。平成27年の第1次産業が1,023人(2.9%)、第2次産業が12,844人(36.2%)、第3次産業が20,653人(58.2%)となっており、製造・サービスを中心とした本市の産業の特色がうかがえます。

●人口及び世帯数の推移●

区分		平成12年	平成17年	平成12-17 増減	平成22年	平成17-22 増減	平成27年	平成22-27 増減
人口	総数(人)	83,207	81,561	-1,646	80,518	-1,043	77,419	-3,099
	0～14歳	12,934	11,840	-1,094	11,253	-587	10,196	-1,057
	15～64歳	54,971	52,606	-2,365	49,966	-2,640	45,279	-4,687
	65歳以上	15,302	16,823	1,521	19,223	2,400	21,945	2,722
世帯	総数(戸)	24,588	25,559	971	26,803	1,244	27,297	494
	平均人員(人)	3.38	3.19	-0.19	3.00	-0.19	2.84	-0.17
就業者数	総数(人)	38,924	37,710	-1,214	35,836	-1,874	35,505	-331
	第1次	1,411	1,473	62	1,007	-466	1,023	16
	第2次	16,957	15,259	-1,698	13,603	-1,656	12,844	-759
	第3次	20,460	20,831	371	20,775	-56	20,653	-122

※人口、就業者数において「不詳」「分類不能」は、総数のみ参入。

資料：各年国勢調査

2) 都市計画区域内人口

都市計画区域内人口をみると、中播都市計画区域では減少傾向にありますが、市街化区域では増加傾向にあります。

また、西播磨高原都市計画区域では減少傾向に転じており、今後も減少していくことが予想されます。

●都市計画区域内人口の推移●

単位：行政-人、都計-千人

区分	平成12年	平成17年	平成12-17 増減	平成22年	平成17-22 増減	平成27年	平成22-27 増減
行政区域	83,207	81,561	-1,646	80,518	-1,043	77,419	-3,099
都市計画区域	79.6	79.4	-0.2	77.3	-2.1	74.5	-2.8
中播都市計画区域	78.1	77.9	-0.2	75.6	-2.3	73.2	-2.4
市街化区域	34.8	34.2	-0.6	37.4	3.2	39.5	2.1
西播磨高原都市計画区域	1.5	1.5	0.0	1.7	0.2	1.3	-0.4
用途地域指定あり区域	1.5	1.5	0.0	1.7	0.2	1.3	-0.4

※西播磨都市計画区域の用途地域内人口は都市計画区域人口と同じとする。 資料：各年国勢調査、都市計画年報

(2) 土地利用の現況

本市の土地利用は、山林が最も多く4割強を占めており、次いで田、宅地の順で少なくなっています。平地部には一団の農地が比較的多く残されており、市街地を取り巻くように田園集落が広がっています。

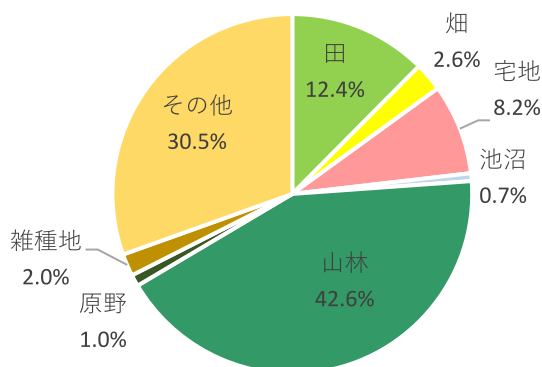
●土地利用現況●

(令和3年1月1日現在)

区分	面積 (ha)	割合 (%)
田	2,621	12.4%
畑	544	2.6%
宅地	1,719	8.2%
池沼	148	0.7%
山林	8,987	42.6%
原野	220	1.0%
雑種地	422	2.0%
その他	6,426	30.5%
計	21,087	100.0%

資料：市税課

土地利用割合



(3) 都市計画の状況

1) 都市計画区域の市街地の面積

都市計画区域の面積をみると、龍野・揖保川・御津地域の全域と新宮地域の一部が含まれる中播都市計画区域が市域の 68.5%を占め、西播磨高原都市計画区域（新宮地域）が 7.5%、新宮地域にある都市計画区域外が 23.9%となっています。

中播都市計画区域の区域区分は昭和 46 年に決定され、現在の市街化区域面積は 1,184ha であり、全市面積の 5.6%となっています。

また、人口集中地区（DID）は、龍野地域において 319ha が指定されています。

新宮地域においては、上郡町、佐用町と一体で播磨科学公園都市を中心とした西播磨高原都市計画区域が 1,585ha 指定されています

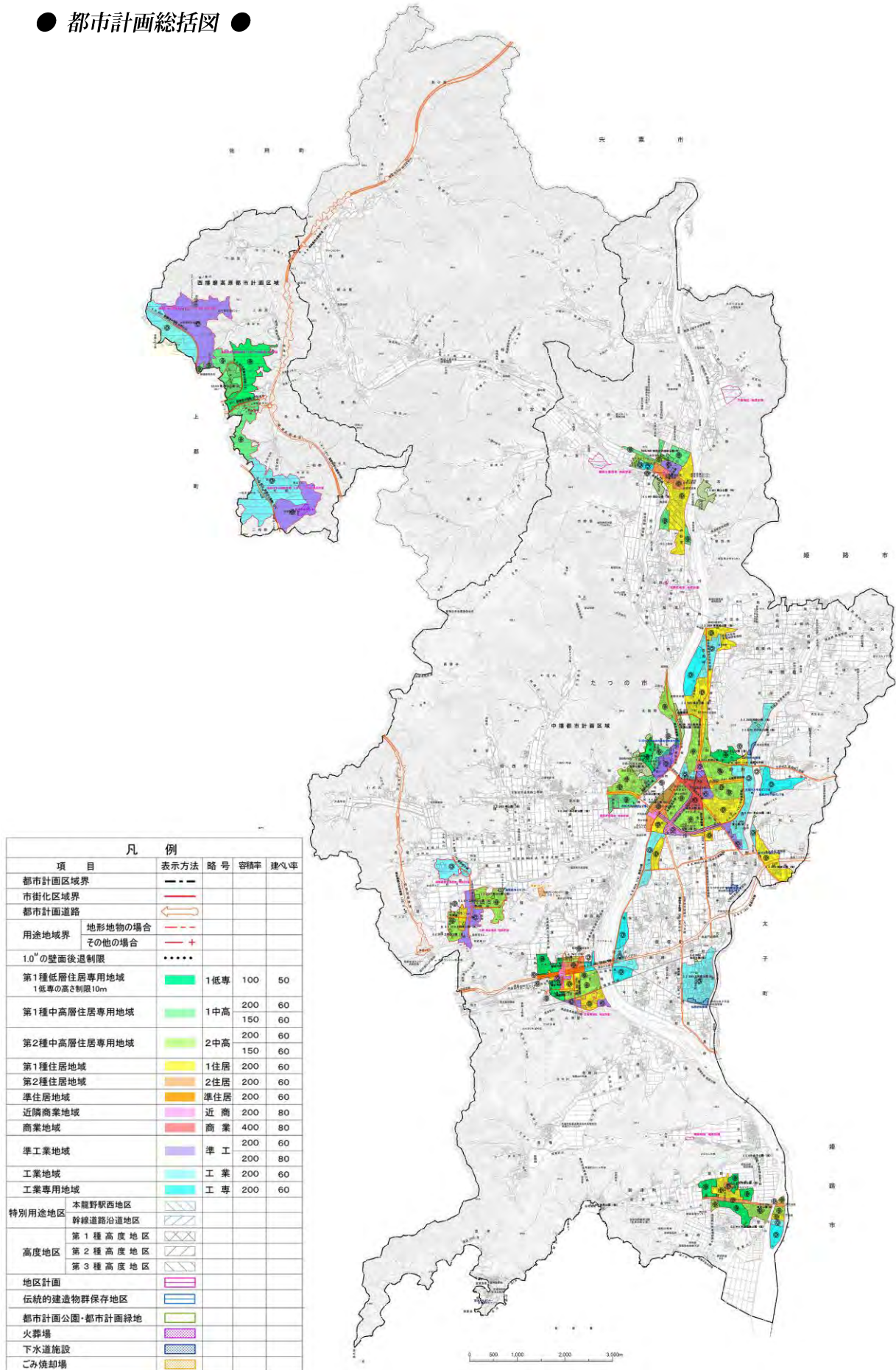
●都市計画区域と市街地の状況●

（令和3年4月1日現在）

区分	面積 (ha)	割合 (%)
行政区域	21,087	100.0
中播都市計画区域	14,452	68.5%
市街化区域	1,184	5.6%
住居系用途	761	3.6%
商業系用途	75	0.4%
工業系用途	348	1.7%
人口集中地区 (DID)	319	1.5%
市街化調整区域	13,268	62.9%
西播磨高原都市計画区域	1,585	7.5%
用途地域指定あり区域	445	2.1%
住居系用途	151	0.7%
工業系用途	294	1.4%
用途地域指定なし区域	1,140	5.4%
都市計画区域外	5,050	23.9%

※人口集中地区はH27国調では319ha 資料：都市計画課

● 都市計画総括図 ●

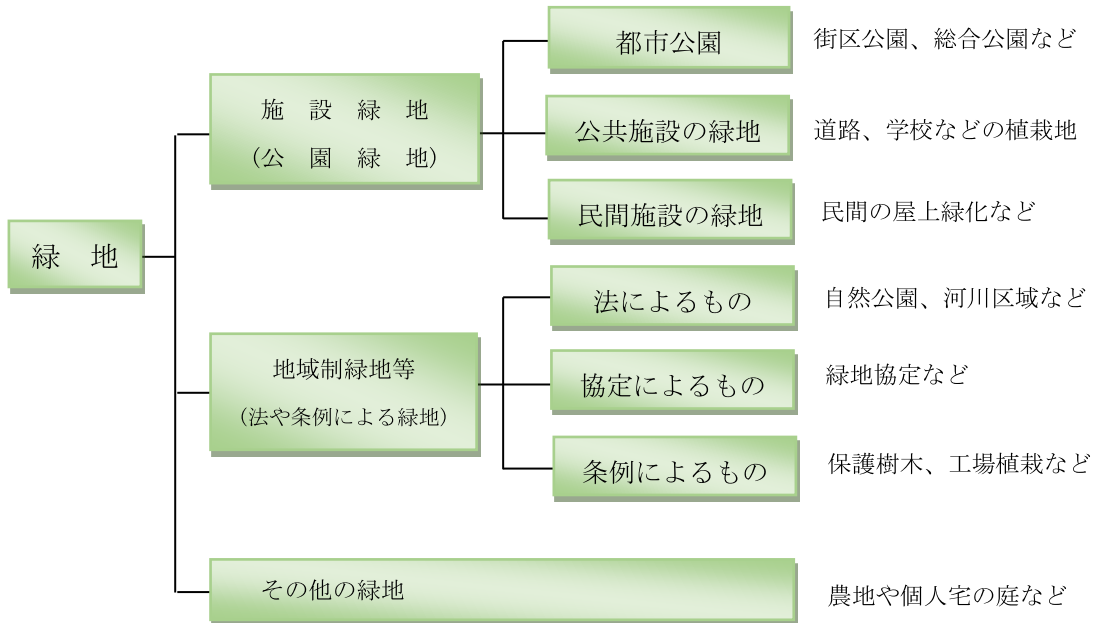


凡 例		略号	容積率	建心率
都市計画区域境界	表示方法			
市街化区域界				
都市計画道路				
用途地域界	地形地物の場合 その他の場合			
1.0°の壁面後退制限				
第1種低層住居専用地域 1低専の高さ制限10m		1低専	100	50
第1種中高層住居専用地域		1中高	200	60
第2種中高層住居専用地域		2中高	150	60
第1種住居地域		1住居	200	60
第2種住居地域		2住居	200	60
準住居地域		準住居	200	60
近隣商業地域		近 商	200	80
商業地域		商 業	400	80
準工業地域		準 工	200	60
工業地域		工 業	200	80
工業専用地域		工 専	200	60
特別用途地区	本龍野駅西地区 幹線道路沿道地区			
高度地区	第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区			
地区計画				
伝統的建造物群保存地区				
都市計画公園・都市計画緑地				
火葬場				
下水道施設				
ごみ焼却場				

3. 緑の現況と課題

(1) 緑地の分類

対象となる緑地には、規模の大小や民有・公有を問わず、樹木や草花などの植物などによって構成される森林、里山、草地、公園、水辺、農地、民間の庭園、工場・企業等の緑地、花壇など、様々なものがあり、次のように分類します。



① 施設緑地

「施設緑地」では、都市公園、都市公園に準ずる機能（主にレクリエーション機能）を有する施設（児童遊園、開発公園、広場、グラウンド）、その他公共性が高くレクリエーション機能を有する公共公益施設の緑地や民間施設緑地などを対象とします。

② 地域制緑地

「地域制緑地」では、主に緑地の保全を目的とした法による緑地保全地域・特別緑地保全地区（都市緑地法）、風致地区（都市計画法）、生産緑地地区（生産緑地法）及びその他法による緑地、協定や条例等によって緑地の保全や緑化の協定が定められている緑地を対象とします。

③ その他の緑地

社寺林や農地、個人宅の庭などの民有地の緑を対象とします。

(2) 緑地の現況

1) 施設緑地

① 都市公園

本市では都市公園が 60 箇所 (129.18ha) 整備されています。その内訳をみると、整備箇所数は街区公園が最も多く 46 箇所 (12.90ha) 整備されています。また、整備面積は都市緑地が最も多く 6 箇所 (57.54ha) 整備されています。

本市の都市計画区域内の人口は約 7.24 万人であり、1人当たりの都市公園の整備面積は約 17.8 m²となっています。

●都市公園の整備状況● (令和3年4月1日現在 単位: ha)

公園種別、公園名	市街地			都市計画区域		
	箇所数	面積 (ha)	1人当り面積(m ²)	箇所数	面積 (ha)	1人当り面積(m ²)
街区公園	30	6.33	1.73	46	12.90	1.78
中播	29	6.22	1.74	45	12.79	1.79
高原	1	0.11	1.22	1	0.11	1.22
近隣公園	3	15.23	4.16	3	15.23	2.10
中播	2	2.03	0.57	2	2.03	0.28
高原	1	13.20	146.67	1	13.20	146.67
地区公園 (中播)	1	6.75	1.84	2	11.65	1.61
総合公園 (中播)	1	0.70	0.19	1	16.00	2.21
風致公園 (中播)	0	-	-	1	11.90	1.64
歴史公園 (中播)	1	2.07	0.57	1	3.96	0.55
都市緑地 (中播)	0	-	-	6	57.54	7.95
合計	36	31.08	8.49	60	129.18	17.84
中播	34	17.77	4.98	58	115.87	16.21
高原	2	13.31	147.89	2	13.31	147.89
人口 (千人)	36.6			72.4		
中播	35.7			71.5		
高原	0.9			0.9		

資料: 都市計画課

② その他の公園・広場等

本市では都市公園の他に公園が 128 箇所 (9.88ha)、広場等が 32 箇所 (395.49ha) 整備されています。

●その他の公園・広場等の整備状況● (令和3年4月1日現在 単位: ha)

	龍野		新宮		揖保川		御津		たつの市	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
その他の公園	64	4.35	15	2.30	36	2.71	13	0.52	128	9.88
その他広場等	9	100.49	9	100.81	9	72.23	5	121.96	32	395.49
公共施設緑地計	73	104.84	24	103.11	45	74.94	18	122.48	160	405.37

資料: 都市計画課

第1章 緑の現状と課題

● 都市公園の一覧 (1/2) ●

(令和3年4月1日現在 単位：ha)

公園種別、公園名	地域	位置	開設面積		計画決定日	都市計画 決定面積	供用開始日	図面 番号
			市街	調整				
都市公園			31.08	98.10		68.62		
住区基幹公園			28.31	11.48		31.11		
街区公園			6.33	6.58		4.76		
日山公園	龍野	日山	0.11		昭和38年2月28日	0.11	昭和52年4月1日	1
構公園	龍野	構		0.21	昭和53年10月25日	0.21	昭和55年4月1日	12
誉公園	龍野	広山	0.14		昭和53年10月25日	0.14	昭和55年6月1日	22
松原公園	龍野	門前		0.25	昭和54年12月15日	0.25	昭和56年4月1日	19
沢田公園	龍野	沢田	0.08		昭和55年9月10日	0.08	昭和56年4月1日	26
清水新公園	龍野	清水新		0.18	昭和56年5月30日	0.18	昭和57年4月1日	13
島田公園	龍野	島田	0.09		昭和55年9月10日	0.09	昭和58年4月1日	3
東鷲崎公園	龍野	大住寺	0.11		昭和57年12月6日	0.11	昭和60年6月1日	25
松原南公園	龍野	松原	0.13		昭和59年3月10日	0.13	昭和61年4月17日	20
堂本公園	龍野	堂本	0.12		昭和60年9月27日	0.12	昭和62年4月1日	5
東山公園	龍野	内山		0.15	昭和61年7月14日	0.15	昭和62年4月1日	24
日飼公園	龍野	日飼	0.15		昭和63年8月6日	0.15	平成2年4月1日	7
龍野東運動公園	龍野	日飼		1.31	-		平成3年5月15日	10
片山公園	龍野	片山	0.25		平成2年3月2日	0.25	平成4年4月1日	8
沢田第二公園	龍野	沢田	0.36		平成2年12月12日	0.36	平成5年2月10日	27
福田公園	龍野	福田	0.15		平成2年12月12日	0.15	平成5年4月1日	23
上富永公園	龍野	上富永	0.11		-		平成6年2月1日	9
末政公園	龍野	末政	0.15		-		平成7年12月1日	11
龍野西運動公園	龍野	北山		0.96	-		平成8年4月1日	17
揖西ふれあい公園	龍野	小畑	0.78		-		平成9年4月1日	18
新町公園	龍野	北龍野	0.09		-		平成9年12月1日	2
南山公園	龍野	南山	0.42		平成5年5月25日	0.42	平成15年3月31日	14
土師東公園	龍野	土師	0.30		平成5年5月25日	0.30	平成17年4月1日	15
芦原台公園	龍野	芦原台	0.17		-		平成19年3月23日	28
駅東中村公園	龍野	中村	0.12		-		平成22年4月16日	4
土師西公園	龍野	土師	0.32		平成5年5月25日	0.32	平成28年4月4日	16
中臣緑地公園	龍野	中臣		0.10	-		平成元年2月1日	21
四箇公園	龍野	四箇	0.16		昭和62年8月17日	0.16	平成元年4月1日	6
光都南公園	新宮	光都	0.11		-		平成11年3月31日	33
すなご公園	新宮	井野原	0.12		-		平成14年11月25日	29
遺跡北公園	新宮	宮内		0.31	-		平成14年12月25日	30
新宮東公園	新宮	新宮	0.29		-		平成16年5月6日	31
新宮中央公園	新宮	新宮	0.15		-		平成18年5月15日	32
越部西公園	新宮	馬立		1.05	-		平成20年5月21日	34

資料：都市計画課

第1章 緑の現状と課題

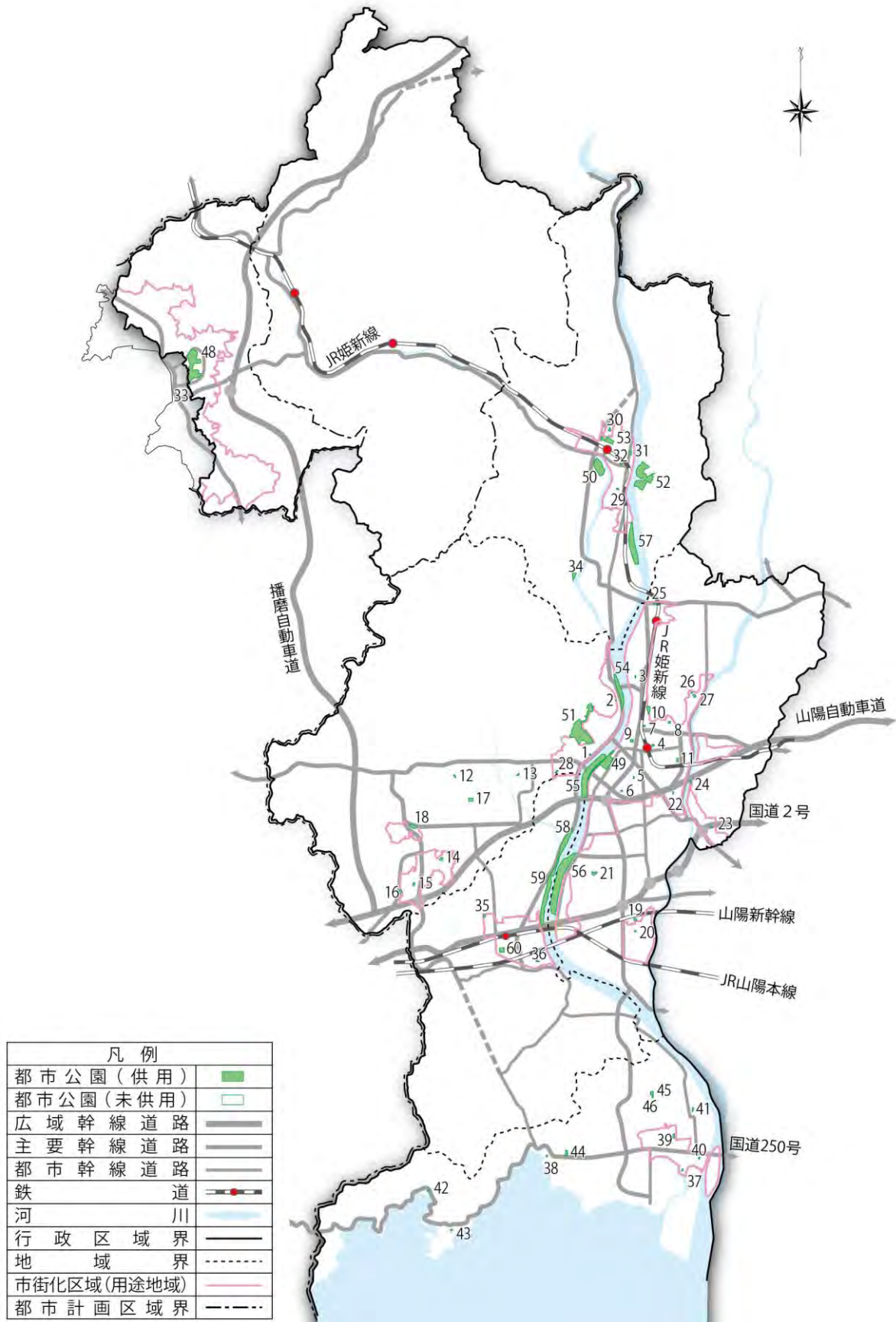
● 都市公園の一覧 (2/2) ●

(令和3年4月1日現在 単位：ha)

公園種別、公園名	地域	位置	開設面積		計画決定日	都市計画 決定面積	供用開始日	図面 番号			
			市街	調整							
都市公園	住区 基幹公園	街区公園	グリーンハイツ公園	揖保川	片島	0.33		-		平成9年7月10日	35
			正條みなみ公園	揖保川	正條	0.29		-		平成15年4月1日	36
			苅屋富島公園	御津	苅屋	0.14		昭和56年8月8日	0.14	昭和58年3月31日	37
			岩見公園	御津	岩見		0.13	昭和58年1月12日	0.13	昭和60年3月30日	38
			中部公園	御津	苅屋	0.39		平成13年3月14日	0.39	平成12年4月1日	39
			東部公園	御津	苅屋	0.20		平成13年3月14日	0.20	平成13年4月1日	40
			山王公園	御津	中島		0.22	平成13年3月14日	0.22	平成14年3月1日	41
			大浦公園	御津	室津		0.09	-		平成14年4月1日	42
			室津公園	御津	室津		0.18	-		平成15年4月1日	43
			御津町西部運動公園	御津	岩見		0.49	-		平成17年9月30日	44
			御津町北部運動公園	御津	中島		0.75	-		平成17年9月30日	45
			栄町中央公園	御津	中島		0.20	-		平成20年5月27日	46
			近隣公園			15.23	0.00		14.30		
	土師南山公園	龍野	南山	1.00		平成5年5月25日	1.00	平成13年3月30日	47		
	栗ノ木谷公園	新宮	光都	13.20		昭和63年12月13日	13.30	平成11年3月31日	48		
	神部黍田公園	揖保川	黍田	1.03				令和2年8月1日	60		
	地区公園			6.75	4.90		12.05				
	中川原公園	龍野	富永	6.75		昭和29年3月31日	6.75	昭和47年4月1日	49		
	西山公園	新宮	新宮・芝田		4.90	昭和54年12月21日	5.30	昭和61年4月1日	50		
	都市基幹公園			0.70	15.30		16.00				
	総合公園			0.70	15.30		16.00				
	龍野公園	龍野	中霞城	0.70	15.30	昭和27年2月19日	16.00	昭和30年4月1日	51		
	特殊公園			2.07	13.79		14.30				
東山公園	新宮	新宮		11.90	昭和52年12月20日	11.90	昭和54年7月9日	52			
新宮宮内遺跡公園	新宮	新宮	2.07	1.89	昭和57年1月29日	2.40	平成29年4月1日	53			
都市緑地			0.00	57.53		7.21					
河川敷緑地(祇園公園)	龍野	北龍野		7.21	昭和49年9月17日	7.21	昭和54年4月1日	54			
千鳥ヶ浜公園	龍野	富永		8.47	-	-	平成9年4月1日	55			
揖保川水辺プラザ	龍野	揖保上		18.74	-	-	平成17年4月29日	56			
新宮リバーパーク	新宮	井野原・北村		7.00	-	-	平成8年3月1日	57			
河川敷緑地(きらめきスポーツ公園)	揖保川	半田		4.25	-	-	平成9年7月27日	58			
河川敷緑地(せせらぎ公園)	揖保川	正條～野田		11.86	-	-	平成12年4月5日	59			

資料：都市計画課

● 都市公園の分布状況図 ●



2) 地域制緑地

●地域制緑地一覧●

(令和3年4月1日現在)

公園種別、公園名	指定面積 (ha)	備考
地域制緑地	34,722.5	
法によるもの	25,780.0	
主に緑地の保全を目的とするもの	0.0	
緑地保全地域	0.0	都市緑地法
特別緑地保全地域	0.0	都市緑地法
風致地区	0.0	都市緑地法
生産緑地地区	0.0	生産緑地法
その他法によるもの	25,780.0	
自然公園	8,302.0	自然公園法
瀬戸内海国立公園 (西播地域)	1,869.0	※面積は他市町村を含む
(特別保護地区)	(8.0)	※本市に特別保護地区はなし
特別地域	1,645.0	
普通地域	216.0	
西播丘陵県立自然公園	6,433.0	※面積は他市町村を含む
特別地域	850.0	
普通地域	5,583.0	
自然環境保全地域	0.0	自然環境保全法
農用地区域	3,159.0	農業振興地域整備法 H29
河川区域	144,186.0	※延長 (m) で表記 河川法
保安林区域	2,686.0	森林法
地域森林計画対象民有林	11,392.0	森林法 H29
鳥獣保護区	121.0	鳥獣保護法
史跡・名勝・天然記念物等	30箇所	※主に緑に関するもの H30 文化財保護法
条例等によるもの	8,942.5	
主に緑地の保全を目的とするもの	4.5	
環境緑地保全地域	4.5	環境の保全と創造に関する条例 (兵庫県)
竹原八幡神社	4.5	
その他	8,938.0	
歴史的景観形成地区	92.0	景観の形成等に関する条例 (兵庫県)
龍野地区	55.0	
室津地区	37.0	
西播磨海岸地域風景形成地域	2,205.0	景観の形成等に関する条例 (兵庫県)
環境形成区域	6,641.0	緑条例 (兵庫県) 中盤都計区域以外
郷土記念物	2箇所	環境の保全と創造に関する条例 (兵庫県)

資料：都市計画課

3) 市街地の緑地

本市の市街地（市街化区域と用途地域が定められている区域）の緑地の状況をみると、市街地面積 1,629ha の内 698ha に緑地が配置されており、緑地率は 42.8%となっています。

地域別に緑地の配置状況をみると、龍野地域でと揖保川地域では田が占める割合が高く、新宮地域では山林が占める割合が高くなっています。新宮地域の山林がたつの市の市街地の山林の概ね全てを占めています。また、御津地域では、畑・採草牧草地等の占める割合が高くなっています。

●市街地の緑地の状況●

(令和2年4月1日現在 単位：ha)

	たつの市全体		龍野地域		新宮地域		揖保川地域		御津地域	
緑地率	42.8%		29.1%		69.4%		30.3%		22.3%	
市街地面積	1,629		838		569		119		103	
緑地面積計	698		244		395		36		23	
1.公園・緑地等	26.9	3.8%	8.3	3.4%	15.2	3.9%	1.9	5.3%	1.5	6.3%
2.ため池	5.5	0.8%	2.0	0.8%	3.5	0.9%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
3.河川	1.0	0.1%	0.0	0.0%	0.1	0.0%	0.0	0.0%	0.9	3.9%
4.山林	250.3	35.9%	0.0	0.0%	250.3	63.4%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
5.田	133.0	19.1%	80.3	32.9%	31.7	8.0%	18.5	51.3%	2.5	10.8%
6.畑・採草牧草地等	37.4	5.4%	18.9	7.8%	7.1	1.8%	4.1	11.3%	7.3	31.7%
7.ゴルフ場等	10.4	1.5%	6.7	2.7%	3.8	1.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
8.その他*	233.8	33.5%	127.7	52.3%	83.2	21.1%	12.0	33.3%	11.0	47.7%

※ 航空写真を基に調査した宅地内緑地等

注：市街化区域外は用途地域の指定がある区域のみを集計

(3) 市民アンケートの結果

1) アンケート調査の実施方法の概要

「たつの市 みどりの基本計画」を見直すに当たり、地域の現状や課題、今後のまちづくりの方向性についての市民の意向を把握するため、20歳以上の市内居住者3,000人を対象に、令和元年12月から1月にかけて、アンケート調査を実施しました。

● アンケート調査 実施概要 ●

調査の目的	たつの市 みどりの基本計画を見直すに当たり、地域の現状や課題、今後のまちづくりについて、市民の意向を把握するため
調査地域	たつの市全域
調査対象	18歳以上の市民3,000名
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	調査票への記入方式、調査票は郵送による配布・回収及びWeb回答による回収 ※督促:1回実施
調査期間	令和元年12月13日(金)～令和2年1月31日(金)
回収状況	回収数1,537通(回収率51.23%)
調査内容	1. 緑の現状についての満足度 2. 今後の緑のまちづくりについて —どのような緑を守り、増やすべきか 3. 市街化区域内の公園の整備と今後の公園のあり方について

2) 調査結果の概要

■ 緑の現状についての満足度

緑の現状について、最も満足度の評点が高い項目は、「1 たつの市全体の緑や自然環境などの豊かさ」で3.66ポイント、次いで「2 居住地区の身近な緑や自然環境の豊かさ」が3.55ポイントの順で高くなっています。

一方で、最も満足度の評点が低かった項目は、「9 子どもが遊べる身近な公園や緑道」で2.74ポイントであり、次いで「5 農地の保全・活用」2.77ポイント、「10 スポーツやイベントができる大きな公園や広場」2.79ポイントの順で低くなっています。

【緑の現状についての満足度】

項目		不満	やや不満	普通	やや満足	満足	無回答	合計	評点
緑や自然環境	① たつの市全体の緑や自然環境などの豊かさ	30	76	597	433	333	68	1,537	3.66
	② 居住地区の身近な緑や自然環境の豊かさ	42	104	642	375	317	57	1,537	3.55
	③ 山林や丘陵地の環境保全や遊歩道整備	84	322	771	220	71	69	1,537	2.91
	④ 自然海岸や河川、ため池などの環境保全や活用	66	309	853	168	55	86	1,537	2.89
	⑤ 農地の保全・活用	108	322	861	111	45	90	1,537	2.77
公共的な緑や公園緑地	⑥ 幹線道路の街路樹、ポケットパークなどの緑	59	277	878	172	63	88	1,537	2.93
	⑦ 駅周辺などの緑	62	320	829	169	66	91	1,537	2.90
	⑧ 社寺や古墳などの歴史的な緑	30	127	939	269	88	84	1,537	3.18
	⑨ 子どもが遊べる身近な公園や緑道	128	410	695	174	55	75	1,537	2.74
	⑩ スポーツやイベントができる大きな公園や広場	142	362	702	178	80	73	1,537	2.79
	⑪ 公共的な施設の壁面や敷地の緑	52	229	997	121	61	77	1,537	2.94
民間施設の緑や緑化支援	⑫ 庭木や生垣などの身近な住宅地の緑	36	151	1,056	142	78	74	1,537	3.05
	⑬ 工場や事業所、商業施設などの壁面や敷地の緑	48	243	999	118	42	87	1,537	2.91
	⑭ 緑や自然環境保全の活動や取り組みへの支援	54	268	984	97	39	95	1,537	2.86
	⑮ 市民花壇や住宅敷地の緑化など、緑の創出に関する活動などへの支援	70	260	955	116	43	93	1,537	2.86
	⑯ 広報や市ホームページなどによる緑に関する情報提供	55	273	978	90	38	103	1,537	2.85

[評点算出の考え方]

- ・不満：1点、やや不満：2点、普通：3点、やや満足：4点、満足：5点として、平均値を算出
- ・評点の基準値は3点であり、3点より高い場合、満足の方が多いと言える

■ 今後の緑のまちづくりについて—どのような緑を守り、増やすべきか

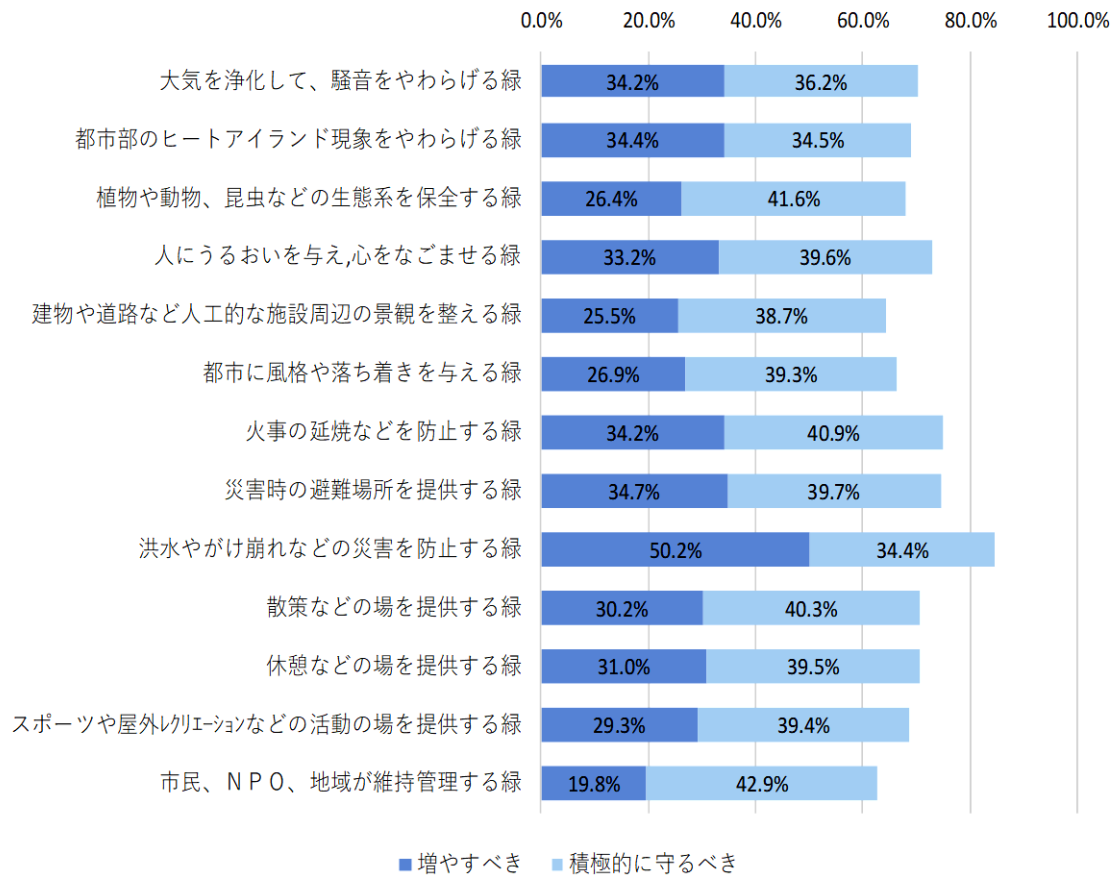
たつの市の今後の緑のまちづくりについて、「増やすべき」とする回答が最も多かった項目は、「9 洪水やがけ崩れなどの災害を防止する緑」で50.2%と5割を超えています。次いで「8 災害時の避難場所を提供する緑」が34.7%で多くなっており、防災分野での緑の増加が求められています。

また、「積極的に守るべき」とする回答が最も多かった項目は、「13 市民、NPO、地域が維持管理する緑」で42.9%となっています。

【どのような緑を守り、増やすべきか】

項目		現状維持 でよい	積極的に 守るべき	増やす べき	無回答	合計	
都市 環境	① 大気を浄化して、騒音をやわらげる緑	件数	374	556	525	82	1,537
		%	24.3	36.2	34.2	5.3	100.0
	② 都市部のヒートアイランド現象をやわらげる緑	件数	395	531	528	83	1,537
		%	25.7	34.5	34.4	5.4	100.0
	③ 植物や動物、昆虫などの生態系を保全する緑	件数	426	639	405	67	1,537
		%	27.7	41.6	26.4	4.4	100.0
景観 形成	④ 人にうるおいを与え、心をなごませる緑	件数	344	609	510	74	1,537
		%	22.4	39.6	33.2	4.8	100.0
	⑤ 建物や道路など人工的な 施設周辺の景観を整える緑	件数	471	595	392	79	1,537
		%	30.6	38.7	25.5	5.1	100.0
	⑥ 都市に風格や落ち着きを与える緑	件数	441	604	414	78	1,537
		%	28.7	39.3	26.9	5.1	100.0
防災	⑦ 火事の延焼などを防止する緑	件数	300	628	525	84	1,537
		%	19.5	40.9	34.2	5.5	100.0
	⑧ 災害時の避難場所を提供する緑	件数	311	610	534	82	1,537
		%	20.2	39.7	34.7	5.3	100.0
	⑨ 洪水やがけ崩れなどの災害を防止する緑	件数	176	528	772	61	1,537
		%	11.5	34.4	50.2	4.0	100.0
健康 ・余暇	⑩ 散策などの場を提供する緑	件数	376	620	464	77	1,537
		%	24.5	40.3	30.2	5.0	100.0
	⑪ 休憩などの場を提供する緑	件数	382	607	477	71	1,537
		%	24.9	39.5	31.0	4.6	100.0
	⑫ スポーツや屋外レクリエーションなどの 活動の場を提供する緑	件数	405	606	450	76	1,537
		%	26.4	39.4	29.3	4.9	100.0
その他	⑬ 市民、NPO、地域が維持管理する緑	件数	502	659	304	72	1,537
		%	32.7	42.9	19.8	4.7	100.0

どのような緑を守り、増やすべきかの割合



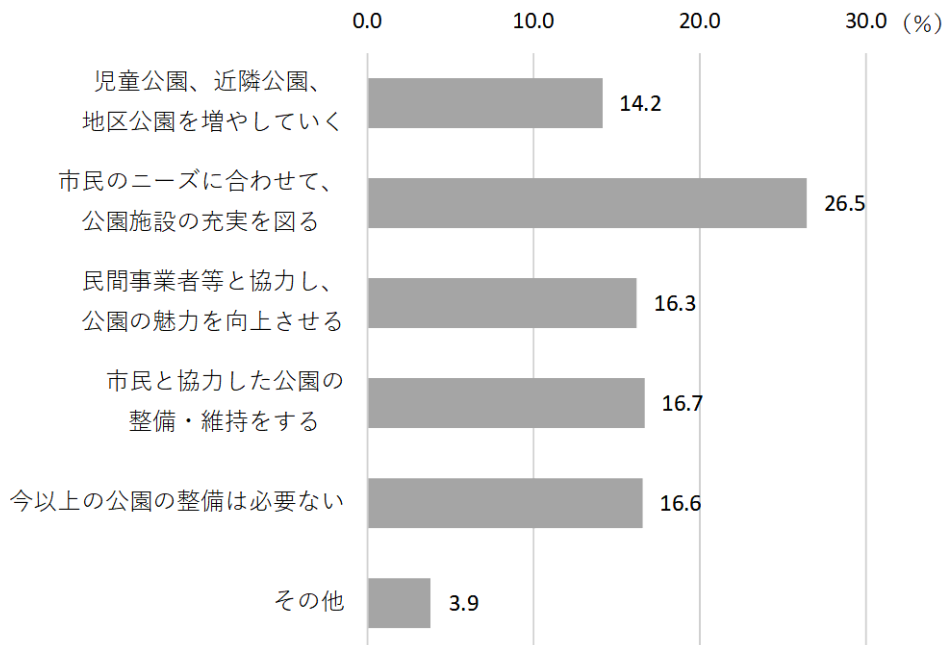
■ 市街化区域内の公園の整備と今後の公園のあり方について

市街化区域内の公園の整備と今後の公園のあり方については、「2 市民のニーズに合わせて、公園施設の充実を図る」が 26.5%で最も多くなっています。次いで、「4 市民と協力した公園の整備・維持をする」(16.7%)、「5 今以上の公園の整備は必要ない」(16.6%)、「3 民間事業者等と協力し、公園の魅力を向上させる」(16.3%)の順で多くなっています。

【市街化区域内の公園の整備と今後の公園のあり方】

	件数	%
1 児童公園、近隣公園、地区公園を増やしていく	218	14.2
2 市民のニーズに合わせて、公園施設の充実を図る	407	26.5
3 民間事業者等と協力し、公園の魅力を向上させる	250	16.3
4 市民と協力した公園の整備・維持をする	257	16.7
5 今以上の公園の整備は必要ない	255	16.6
6 その他	60	3.9
7 無回答	90	5.9
合計	1,537	100.0

市街化区域内の公園の整備と今後の公園のあり方の割合



(4) 目標達成状況

1) 都市公園面積

計画策定当初は 16 m²/人であった市民一人あたりの都市公園面積は、17 m²/人まで増加しているものの、令和 2 年度の目標値 (20 m²/人) *は、未達成の状況となっており、引き続き、都市公園の適正な配置を行い、住民の身近な公園の確保に努めていく必要があります。

*都市公園法施行令：10 m²/人

たつの市都市公園条例：20 m²/人

● 市民一人あたりの都市公園面積の目標達成状況 ●

当初値	現状値	R2 年度 目標値
16 m ² /人 (123.87ha)	17 m ² /人 (129.18ha)	20 m ² /人 (151.94ha)

2) 市街地の緑地割合

たつの市の市街地の緑地割合は 42.8%であり、目標とする“市街地の緑地割合 3 割の維持”を達成しています。

今後も緑地割合 3 割以上を維持していくためには、田や山林、宅地内の緑地を適切に維持管理していくことが必要です。

3) 身近な緑の満足度

市民の“身近な緑や自然環境の豊かさに対する満足度”は 82.6%であり、兵庫県が「ひょうご花緑創造プラン (H28.6)」で掲げる目標“住まいや職場、学校など身近な緑 (樹木や草花) の満足度：70%”を達成しています。

今後も身近な緑や自然環境の豊かさに対する満足度 70%を維持していくためには、花と緑にふれあう機会の創出や、さらなる緑の質の向上に努めることが必要です。

● 身近な緑や自然環境の豊かさに対する満足度 ●

不満	満足	合計
146	692	838
17.4%	82.6%	100.0%

第2章 緑づくりの基本方針

1. 基本理念

本市は、揖保川の清流や風光明媚な瀬戸内海に代表される豊かな水資源、西播丘陵県立自然公園や綾部山の梅林など多くの自然資源、新宮宮内遺跡や古墳群、龍野の城下町や室津などの歴史的町並みなどの歴史的資源に恵まれています。また、白鷺山周辺（龍野公園）は市民の憩いの場として、鶏籠山周辺や東山公園、西山公園、綾部山などは市街地から望むランドマークとして、本市のシンボルとなっています。

近年では、本市を東西に通過する山陽自動車道等の広域交通網の整備による市街化の進展に伴い、歴史遺産と自然に恵まれた環境と都市環境の調和が求められています。

また、阪神淡路大震災では、都市の緑の持つ防災機能が高く評価され、南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されているなか、都市防災に向けた緑地の整備推進が重要視されています。

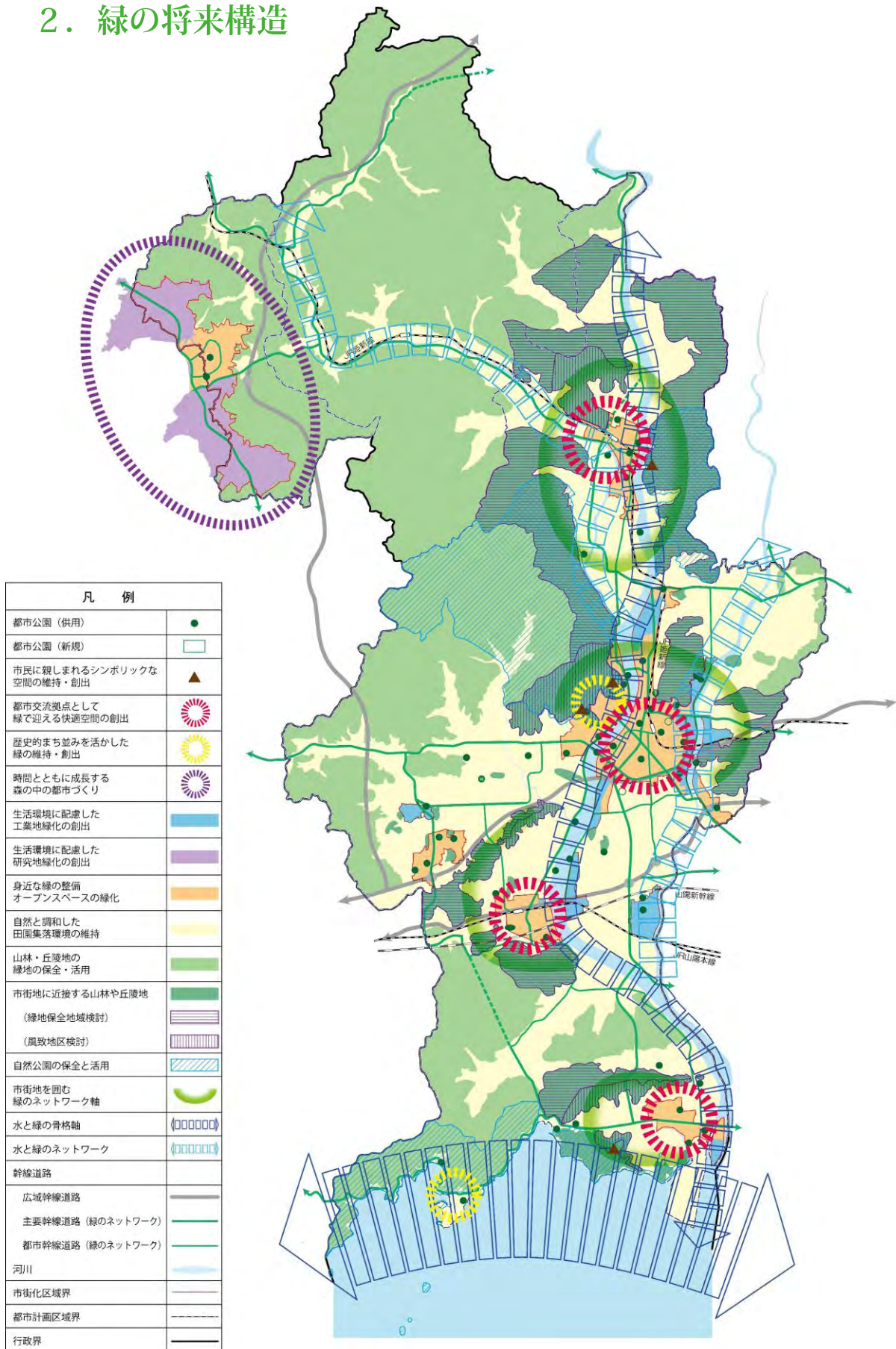
さらに、景観法、生物多様性基本法の制定など近年、都市における緑の価値や周辺環境と一体となった空間としての快適性や生物の生息・生育環境の保全を求める市民のニーズが高まっています。

こうした背景を踏まえ、豊かな水と緑の自然環境のもとで歴史的資源との融合、防災機能も含めた都市環境との調和を目指して、

「自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち」

をテーマとして、これを実現するために「たつの市 みどりの基本計画」を策定します。

2. 緑の将来構造



3. 基本方針

3-1. 基本方針の体系

基本理念・緑の将来像の実現に向けて、4つの目標「緑守る」「緑をつくる」「緑を育て・活かす」「緑を伝え・繋げる」と目標に対する基本方針を定めます。



(1) 緑を守る

本市は、豊かな自然資源に育まれて発展してきました。そうめんや醤油、皮革という全国的にも名の知られた地場産業が営まれてきたのは、清流揖保川をはじめとした自然の恵みを大切にしてきたからに他なりません。

よって、以下の基本方針に即してふるさとの自然を守ります。

【基本方針】

① 豊かな自然環境の保全と活用

山林や揖保川、瀬戸内海など本市の骨格となる自然環境の保全は、本市の独自性を保つ上で最も重要なことですが、より一層、身近に自然のすばらしさを享受できる空間として活用していきます。

② 身近な自然の保全・再生

自然と共生してきた本市でも、市街地における身近な緑地空間の減少がみられます。これらは、シンボルとして市民が親しみを感じてきた緑地であることから、各種法律や条例による担保を図り、市民共有の財産として次世代へ継承していきます。

(2) 緑をつくる

近年、余暇需要の多様化に伴い、公園や緑地に求められる機能も多様化してきています。また、近年各地で自然災害が頻発することから、都市防災機能の重要性が再認識され、緑地の果たす防災効果が大きく取り上げられました。

よって、以下の基本方針に即して生活と一体となった緑をつくります。

【基本方針】

① 多様な余暇空間の創出

市民の価値観が多様化し、休日の過ごし方や趣味などが多様化している現代においては、スポーツ・レクリエーション機能だけに限らず、気軽に健康増進に資する活動の場や人々がふれあい交流する場、生活文化や歴史文化を学べる場、観光レクリエーションに資する場など各種機能が複合した公園緑地が必要であるため、都市基幹公園や特殊公園、都市緑地、観光施設などを体系的に整備していきます。

② 生活に密着した緑地の整備

本市では、街区公園の整備は面積的に充足していますが、誘致圏では満足していないエリアもあります。一方で、児童遊園などの広場が身近に活用されるとともに、龍野公園や東山公園、河川敷の都市緑地なども市民の憩いの場として親しまれています。

街区公園や近隣公園、地区公園、都市緑地、公共施設緑地などを体系的にバランス良く配置し、誘致圏を充足しないエリアを優先的に整備していきます。

道路、公園、学校等の主要な公共施設については、できる限りの緑化に努めます。

③ 安全・安心な市街地の形成

一時避難所と併せて、近隣公園、地区公園、総合公園を防災拠点緑地としてバランス良く配置するとともに、これらの防災機能を高めていきます。

また、街区公園を誘致圏に配慮して体系的に整備を行うとともに、公共施設緑地を担保していくことにより、身近なオープンスペースを確保していきます。

市役所や総合支所周辺においては、地域の顔としての快適空間の創出に加えて、防災拠点として安全性の確保も重要であることから、公共施設の緑化や道路緑化を推進していきます。

その他の幹線道路においても、道路整備に併せて歩道や緑化スペースの確保を進めていきます。

(3) 緑を育て・活かす

今ある豊かな自然や魅力ある緑地を維持し、次世代へ継承していくためには、これらを共有の財産として認識し、市民の愛着を高めていくことが重要です。

また、市街地における緑の潤い空間を育てていくためには、市民や事業者、行政が一体となり緑化を推進することが重要です。

よって、以下の基本方針に即して緑と心を育みます。

【基本方針】

① 緑を育む心と協働のまちづくり

行政側が公共空間の緑化推進による先導的役割を担うとともに、緑化運動の推進や緑のルールづくりなどを通じて、市民や事業者と一体となった緑のまちづくりを進めていきます。

また、ガーデニングや家庭菜園などの講習会、実演会などのイベントを通じて、身近な緑の育成と緑を大切にする意識の醸成を行います。

② 緑を愛する心の普及・展開

本市の緑を維持・創造していくためには、個人が単独で緑化を行うのではなく、ネットワークの中で、情報を交換しながら推進することがより効果的と考えられます。こうしたことから、緑の情報提供をはじめ、緑のキャンペーンなど、人と緑のネットワークづくりを行っていきます。

(4) 緑を伝え・繋げる

経済発展に伴い物質的な充足が得られてきた現在、精神的な充足が求められており、都市の魅力向上として、特徴ある地域資源の継承やそれを活かしたまちづくり、日常生活における快適性の創出などが重要となっています。

よって、以下の基本方針に即して潤いある緑を育てます。

【基本方針】

① 地域の歴史をしのぶ緑の継承

本市は、龍野地区や室津地区の歴史的町並みや社寺仏閣と一体となった社叢などの緑、歴史的・文化的価値を有する古墳など、自然を背景とした貴重な歴史文化遺産を多く残しており、それぞれがシンボルとして市民に親しまれるとともに、観光の拠点としても活用されています。

よって、これら特徴ある資源を周辺環境と一体的に保全・活用し、次世代に継承していくとともに、一層魅力的な空間となるよう整備を進めていきます。

② 潤い溢れる町並みの形成

来訪者を迎える玄関口であり、市民が日常的に利活用を図る都市交流拠点においては、緑の少ない市街地における潤い空間として、緑で迎える気持ちの良い空間を提供していきます。また、都市交流拠点は災害時の防災拠点としての役割も担うことから、道路緑化や防災機能の充実などを推進していきます。さらに、その他の公共施設や学校、市営住宅などにおいても、市民が身近に緑とふれあう場として、できる限りの緑化に努めていきます。

住宅地においては、緑あふれる潤いの空間を目指すとともに、緑の防災機能にも着目し、接道部の緑化などを促すとともに、市民意識の醸成に取り組んでいきます。

工業地や研究地においては、緑の景観機能や防災機能、環境保全機能に着目し、接道部の植栽帯やオープンスペースを活用した緑化など環境整備の充実を促進し、市街地内の貴重な緑化空間を創り出していきます。

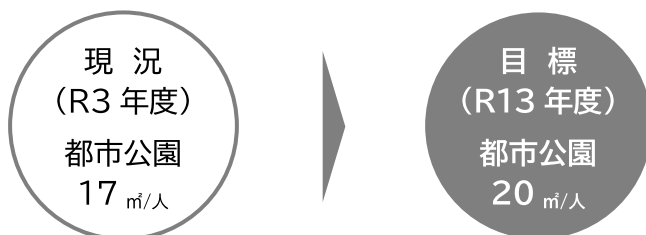
道路においては、整備に併せた緑化を推進するとともに、地域の状況や特徴を捉えた樹種の選定などに努めていきます。

4. 目標

4-1.都市公園として整備すべき緑地の目標水準

都市公園一人あたり面積 20 m²を目標とします。

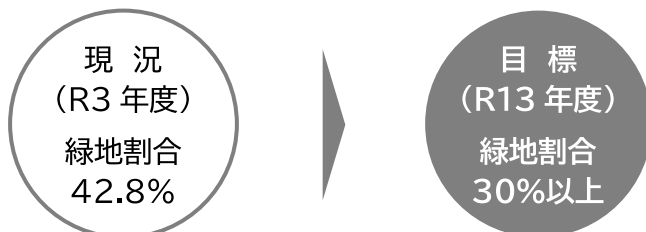
現在、市民一人あたりの都市公園面積は 17 m²です。都市公園の適正な配置を行い、住民の身近な公園の確保に努めることで、市民一人あたり 20 m²を目指します。



4-2.市街地の緑地の確保目標水準

市街地における緑地の確保目標水準については、「兵庫県広域緑地計画 (H8.3)」等において、30%以上の確保を目標としてきています。

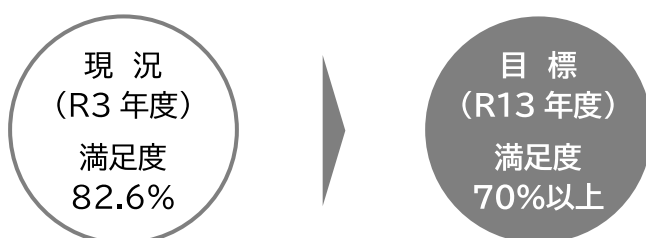
現在、市街地の緑地面積の割合は 42.8%です。多様な緑地の適正な維持管理に努めることで、今後も緑地割合 30%以上を維持していくことを目指します。



4-3.市民の身近な緑に対する満足度の目標水準

市民の身近な緑に対する満足度 70%以上維持を目標とします。

現在、市民の身近な緑に対する満足度の割合は 82.6%です。花と緑にふれあう機会の創出や身近な緑の更なる質の向上に努めることで、今後も市民の身近な緑に対する満足度 70%以上を維持していくことを目指します。



5. 公園・緑地の整備・管理の方針

みどりのネットワークを構成する要素の一つである都市公園については、その設置水準を示す都市計画区域内の市民1人当たりの公園整備面積は17㎡となっています。都市公園の適正な配置を行い、住民の身近な公園の確保に努めることで、市民1人当たり20㎡を目指します。また、設置後30年以上経過する公園も多くあることから、公園施設の部分的な劣化や損傷が見られる状況となっているため、安全で安心して利用できる公園施設の老朽化対策やバリアフリー化、障害のある子どもない子ども安全に遊ぶことができるインクルーシブ化などの対策が求められています。

(1) 整備方針

市民のニーズに応えるため、スポーツレクリエーション機能だけに限らず、健康増進に資する場や人々の交流の場、環境学習の場、観光レクリエーションに資する場など各種機能が複合した公園緑地として整備します。さらに、公共公益施設も含めた災害時の一時避難所として、防災機能を高めるとともに、オープンスペースを確保します。

また、既存施設については、利用者ニーズを踏まえたバリアフリー化やインクルーシブ化による公園機能の向上、ライフサイクルコストの縮減、安全・安心の確保などを目的として、「長寿命化対策事業」や「安全・安心対策事業」などにより、施設の再整備や更新を推進します。

(2) 管理方針

公園・緑地の構造や利用、維持修繕の状況などを勘案して、適切な時期に巡視を行い、清掃や除草などの都市公園の機能を維持するために必要な措置を行います。

遊戯施設などの公園施設の点検については、適切な時期に適切な方法により点検を行い、損傷や腐食などによる劣化などの異常があるときは、効率的な維持修繕が図られるように必要な措置を行います。